

一般社団法人福祉サービスよってんか

定 款

一般社団法人福祉サービスよってんか定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福祉サービスよってんかと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府箕面市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、箕面市、特に萱野及び桜ヶ丘地域を対象に、地域住民及び地域組織と連携しながら、主として福祉に関する生活環境の維持及び向上に資するための事業を行うことで、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉を充実させる各種事業
- (2) 地域住民の就労サポート事業
- (3) 地域組織の運営サポート事業
- (4) 箕面市立老人いこいの家指定管理事業
- (5) 街かどデイハウス事業
- (6) 住宅確保要配慮者の居住支援事業
- (7) 宅幼老所の運営
- (8) 幼稚園・保育所・認定こども園の経営
- (9) 社会福祉法に基づく隣保事業
- (10) 児童福祉法に基づく一時預かり事業
- (11) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (12) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (13) 児童福祉法に基づく障害児入所施設事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援事業
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設事業
- (17) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (18) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- (19) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (20) 介護保険法に基づく介護老人福祉施設事業
- (21) 有料老人ホームの経営
- (22) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム事業
- (23) 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム事業
- (24) 老人福祉法に基づく軽費老人ホーム事業
- (25) 老人福祉法に基づく老人デイサービスセンターの経営及び老人デイサービス事業
- (26) 老人福祉法に基づく老人短期入所施設の経営及び老人短期入所事業
- (27) 老人福祉法に基づく老人福祉センターの経営
- (28) 老人福祉法に基づく老人介護支援センターの経営
- (29) 老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業
- (30) 老人福祉法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- (31) 老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業
- (32) 老人福祉法に基づく複合型サービス福祉事業
- (33) 母子及び寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等日常生活支援事業
- (34) 箕面市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる訪問型サービス事業
- (35) 箕面市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる通所型サービス事業
- (36) 箕面市地域生活支援事業
- (37) 貨物軽自動車運送事業
- (38) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (39) 物品販売事業
- (40) 清掃業
- (41) 生前整理及び遺品整理業
- (42) 古物営業法に基づく古物商
- (43) 喫茶店、食堂、居酒屋その他の飲食サービス業
- (44) 弁当、総菜、日用品等の宅配事業
- (45) 車両による飲食物、日用品等の移動販売
- (46) 農業
- (47) 修理業
- (48) 請負業
- (49) 広報物の発行事業
- (50) フリーマーケット事業
- (51) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 この法人の目的に賛同し、入社した者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の

承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 次の各号に係る決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

4 前項の規定により決議した社員は、第1項及び第2項の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第20条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監

事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、

あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の抛出等)

第37条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、

第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

（委任等）

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

（設立時の役員）

第47条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| 設立時理事 | 内山三重子、佐谷洋子、栞高喜秋 |
| 設立時代表理事 | 内山三重子 |

設立時監事 笹川公德

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府箕面市坊島1丁目6番29号

設立時社員 内山三重子

住所 大阪府箕面市萱野1丁目9番16号

設立時社員 佐谷洋子

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福祉サービスよってんか設立のため本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年2月24日

設立時社員 内山三重子 ⑩

設立時社員 佐谷洋子 ⑩